

望月よしひさ

県政報告

第6号

2022年4月

<http://motiduki.info/>

子ども達の未来のために



質問 ケアリーバーの現状と支援の必要性

厚生労働省は虐待や貧困などで保護され、児童養護施設や里親の家庭で暮らす子どもや若者が支援を受けられる年齢の制限を撤廃する方針を固め、今国会に児童福祉法改正案を提出する運びとなった。成立すれば、今まで原則18歳で自立を求められたケアリーバーが、都道府県や児童養護施設などが連携して、継続的な支

援が必要と判断した場合、大人向けの就労支援や困窮者向けの給付金、医療機関につながるまでの間、施設や里親の家庭、自立支援のための専門施設などで暮らせるようになる。

厚生労働省が令和3年4月に公表したケアリーバーの実態把握に関する全国調査では、「現在の暮らしの中で困っていることや不安なこと、心配なこと」の質問に対しては、「生活費や学費のこと」が33・6%で最多であると共に、過去1年間に医療機関を受診できなかった人は20・4%、収入より支出が多い人が22・9%に上る等、経済的困窮が明らかになった。

また、自由記述欄からは、社会生活を送る上での知識が不足している状態で自立を求められ、社会に対応できず困惑し、相談する先を必要としている状況も見て取れる。

しかも、悉皆調査であるにも関わらず、施設や里親からケアリーバーに案内を届けることが出来たのは35%に過ぎず、届けられなかった65%のうちの6割は理由として連絡先不明を挙げている。すなわち、ケアリーバー全体の4割が巣立ち後

ケアリーバー (社会的養護から巣立った人) への支援について



ケアリーバーへの支援、 (社会的養護から巣立った人) 不登校特例校の設置、 等について質問しました。



質問 相談窓口の周知と拡充

施設退所後、ケアリーバーが気軽に相談できる対応が整っているのか。自立を促すあまり、相談しづらい雰囲気はないか。ケアリーバーの相談に応じる窓口は、生活就労支援センター「まいさば」の他、どのようなものがあるか。また、今後、相談窓口を拡充する考えはあるか。それから相談窓口の存在は、巣立ちの前について何う

ケアリーバーが抱える悩みについては、生育歴に起因するものから、進学、就職先での悩みまで様々であることから、まずは、退所者が抱える複雑な事情や背景を十分に認識した者が相談に応じることが必要と考えている。そこで、県では、令和元年度から、児童養護施設等の職員が、退所者の相談・支援を行う際の経費を補助する「児童養護施設退所者アフターケア促進事業」を県単独事業として実施し、令和元年度は5施設、令和2年度は11施設に補助をしておるところ。これにより、施設の職員が退所者の住居や就業先を訪問し、悩みや問題を抱えている場合には、退所者に寄り添った助言をしたり、就学・就労先等の関係機関に、退所者の状況等を説明し、理解を求めに行ったり、また、状況に応じて関係機関による支援につなげたりといった対応を行っている。さらに、本年度からは、児童養護施設等に支払われる措置費の中で、児童の自立支援を専門に行う職員を配置した施設に対して、加算して人件費相当額を支払う制度が創設されている。現在、3か所の児童養護施設が、専門職員を配置し、アウトリーチを含め、相談・支援にあたりつつあるところ。これらの取組により、退所者が気軽に相談しやすい環境づくりにも今後努めていく。

ケアリーバーからの相談への対応にあたっては、まず、信頼関係が既に構築されている施設職員が丁寧な悩み等を聞いた上で、必要としている支援内容に応じ、「まいさば」やハローワーク、福祉事務所といった他の専門支援機関に繋ぐことが重要であると考えている。このため、県としては、施設職員による相談体制の充実・強化に向けた取組を推進し、特に児童の自立支援を専門に行う職員については、今後、更に配置が進むよう取り組んでいく。また、巣立ち前の児童への周知については、困ったことや悩みが生じ

援が必要と判断した場合、大人向けの就労支援や困窮者向けの給付金、医療機関につながるまでの間、施設や里親の家庭、自立支援のための専門施設などで暮らせるようになる。

厚生労働省が令和3年4月に公表したケアリーバーの実態把握に関する全国調査では、「現在の暮らしの中で困っていることや不安なこと、心配なこと」の質問に対しては、「生活費や学費のこと」が33・6%で最多であると共に、過去1年間に医療機関を受診できなかった人は20・4%、収入より支出が多い人が22・9%に上る等、経済的困窮が明らかになった。

また、自由記述欄からは、社会生活を送る上での知識が不足している状態で自立を求められ、社会に対応できず困惑し、相談する先を必要としている状況も見て取れる。

しかも、悉皆調査であるにも関わらず、施設や里親からケアリーバーに案内を届けることが出来たのは35%に過ぎず、届けられなかった65%のうちの6割は理由として連絡先不明を挙げている。すなわち、ケアリーバー全体の4割が巣立ち後

5年以内に音信不通になっている実態が明らかになった。連絡が取れているケアリーバーですら困窮・困惑している人が多いのに、音信不通の人は更に困難な状態にあることは容易に想像できる。ケアリーバーに対する支援、これから巣立ちとする子ども達への支援は極めて重要であり、喫緊の課題。

児童福祉施設や里親家庭において、自立に向けた知識の習得が出来ていると考えるか。県内の状況に対する認識を伺う。

県内にある児童養護施設等や里親家庭では、高校卒業等による退所後の自立生活を見据え、児童の状況を踏まえた、生活指導等が行われている。具体的には、施設内においては、自立訓練のための専用施設などを活用し、職員の指導の下、一定期間、金銭管理を含む一人暮らしの経験をさせている。また、里親家庭においては、里親が金銭管理や自炊等に必要と基本的なスキルを教えている。加えて、最近では、自立後を見据えた教育、支援を行う意識も高まりつつあることから、退所を控えている児童のみならず、学童期から買い物や家事を積極的に経験させるよう取組んでおり、自立に向けた知識の習得がなされるよう取組が進んでいくものと認識している。

【答弁】(子ども若者局長)

【答弁】(子ども若者局長)

たときは、信頼できる施設職員や児童相談所の担当者に相談するよう、その連絡先を周知している。

質問 法改正後の速やかで着実な対応を

児童福祉法改正案が成立し、年齢制限が撤廃された場合、児童養護施設や里親家庭は速やかに対応することが求められる。余裕を持って対応できるよう、制度改正の周知を徹底するとともに、必要な場合に引き続き養護可能となるよう、県はどのように支援していくのか。また、自立に向けた助走期間の支援はどのようなことを考えているか。

答弁（ごも若者局長）

最長22歳という、この年齢上限の撤廃については、国において検討が進められているが、現時点において、具体的な制度設計や運営方法等は示されていない。これが示された際には、速やかに関係機関に連絡をし、適切な対応がとられるように指導をしたいと考えている。年齢上限が撤廃された場合の、自立に向けた更なる支援については、国から具体的な制度設計や運営方法等が示された後、関係者の意見も伺いながら、検討していきたい。

不登校特例校の設置について

質問

不登校の小・中学生が過去最多を更新する中、多様な学びの場を提供することを目的に教育機会確保法が超党派の議員立法で成立し、平成29年2月に完全施行された。この流れを受け、文部科学省は

地方自治体に不登校特例校の設置を求めているが、県教育委員会や県内市町村においては設置する予定はないとのこと。不登校特例校設置について、どのような課題が想定されるのか。

答弁（教育長）

平成29年3月の文部科学省通知で「教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について」の中で、不登校児童生徒に対する効果的な支援策の一つとして「特例校や教育支援センターの設置促進」について示されている。現時点で具体的な検討を進めている市町村はなく、今後、市町村教育委員会に対し、不登校児童生徒に対する支援に関する説明会において、設置している他県の情報など必要な情報を提供しながら、その動向を踏まえ対応していきたい。そしてその中で、課題を整理していきたい。また県立高等学校では、不登校経験者の進学先のひとつとして、特に多部署・単位制などの定時制や通信制が、ゆとりある教育課程を編成して、きめ細やかな指導により、その役割を担っている。こうした既存の課程との関係を整理する必要があると考えている。

質問

現在、全国の不登校特例校は公立8校、私立9校の17校が設置され、不登校児童生徒に対応した特色ある指導を行っている。未設置の府県においても設置を検討する教育委員会もあり、夜間中学との併設等、様々な形での設置に向けた動きもある。県教委では、不登校児童生徒への支援策として、オンラインや中間教室、フリースクールへの登校等を出席扱いとし、評価に反映する方策等を検討しているが、それが不登校児童生徒の教育機会確保のための万全の対応と考えるか。多様な学びの場の有効な一つの場として、

本県でも市町村立、あるいは県立の不登校特例校の設置に向けて検討を始めるべきと考えるが、いかがか。

答弁（教育長）

県教委では、小中学校において不登校児童生徒数が多い現状を踏まえて、不登校の子どもたちが、学校以外でも自分らしく学びが継続できるよう、市町村が設置する教育支援センター等を中核とした多様な学びの仕組みを整備し、学校以外の場所での学習活動や体験活動を出席扱いとしながら、評価につなげることに取り組んでいるところ。このような取組の結果を踏まえたうえで、必要な施策をさらに検討するとともに、市町村などから特例校の設置に向けた希望があれば、ともに研究していきたい。

委員会のオンライン開催を可能にする
条例改正を緊急提言しました。

2月定例会において、複数名の議員が新型コロナウイルス感染症に感染し、委員会審議が延期される事態が起きました。これを受け、我が会派「改革・創造みらい」として、3月7日、議長に対し、委員会のオンライン開催を可能にする関係条例の改正を早急に行うよう緊急提言しました。

議員の感染確認前の3月2日の本会議においても、本会議のオンライン開催を可能とするよう国に対する意見書案を提出したのですが、我が会派12名と他会派1名のみ賛成少数で否決されてしまいました。

感染症の流行のみならず大規模災害の発生など、いつ何が起るか分からない昨今の状況下において、議会審議が止まることなく対応できる体制づくりを、他会派とも協力して進めてまいります。



環境文教委員会



2月定例会においては、議員10名が新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者数名も出席できないことから、委員会が延期される事態になりました。

通常5日かけて審議するところを3日に短縮したのですが、開催時間を前倒し・延長し、理事者からの説明を絞る等の工夫により対応しました。

委員会室の換気は以前から行われていたのですが、今回は質問席を設けて着座で質問する等の感染予防策がとられました。

説明の短縮は審議に影響するため、会期を延長してでも審議日を確保すべきだったと感じました。

